

令和6年度 特定都市河川浸水被害対策推進事業 休泊川流域水害対策外検討業務 特記仕様書

第1条 適用範囲

本特記仕様書は「令和6年度 特定都市河川浸水被害対策推進事業 休泊川流域水害対策外検討業務」(以下「本業務」という。)に適用し、本特記仕様書に明記無き一般事項は「設計業務委託仕様書」(令和6年10月1日 県土整備部)によるものとする。

第2条 履行期間

履行期間は、当業務は繰越に係る手続き中であるため、契約締結の翌日から令和7年3月31日とする。繰越に係る手続き完了の際は、令和7年6月30日までを工期とする変更契約を締結する。

第3条 業務目的

本業務は、特定都市河川及び特定都市河川流域に指定した一級河川休泊川等において、流域水害対策検討、効果検証及び費用便益等の算定を行うことを目的とする。

第4条 業務範囲

業務の対象となる河川及び区域は、一級河川休泊川、一級河川新谷田川(富士堰～統合堰)、一級河川新谷田川放水路の3河川とその流域及び氾濫域とする。

第5条 業務内容

1. 計画準備

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を把握し、業務実施にあたって適用する技術的指針及び作業スケジュールを検討したうえで、業務計画を立案・作成し、業務遂行にあたって必要な準備等を行う。

2. 資料収集整理

「令和4年度 休泊川等特定都市河川指定検討業務」および「令和5年度 休泊川流域水害対策計画策定業務」にて作成した流域水害対策計画や対象河川の河川整備計画(邑楽・館林圏域河川整備計画のうち休泊川流域(以下、「河川整備計画」という))および改修状況、堰や排水機場の操作規則および稼働実績、下水道整備計画、用排水路、貯留浸透施設、土地利用状況などに関連する資料の収集及び整理を行う。また、必要に応じ国や関係市町(太田市、千代田町、大泉町、館林市、明和町、邑楽町)、下水道・用排水路等の管理者に対するヒアリング調査、先行する特定都市河川指定箇所における状況調査を行う。

また、対象河川・区間の河川整備計画本文の見直し案の作成に必要な以下に示す文献・資料等を基礎資料として収集整理する。

- ① 治水に関する事項(既往の河道改修計画・経緯、整備状況)

- ② 水理水文データ(雨量データ、河川水位データ、浸水実績データ)
- ③ 河道データ(縦横断測量図、工事関係図)
- ④ 流域データ(地盤高データ、土地利用図)
- ⑤ 関連事業資料(下流河川(直轄区間)の事業計画、実施状況)
- ⑥ 氾濫解析基礎資料(地形データ、現況の堤防高及び背後地の地盤高)
- ⑦ 利水に関する事項(流況の経年状況、水利用等)
- ⑧ 環境に関する事項(既往調査結果、既往文献等)

3. 流域水害対策(貯留機能保全区域及び浸水被害防止区域)の検討

別途業務にて検討する「休泊川流域水害対策計画(原案)」の記載内容及び都市浸水想定に係る解析結果を踏まえたうえで、流域水害対策として「貯留機能保全区域」及び「浸水被害防止区域」等の指定に向け、対象区域の抽出、効果検証及び指定手続きに必要な資料作成を行う。主な実施項目は以下の通りとする。

○貯留機能保全区域について

- ・ 貯留機能保全区域の指定対象となる土地の検討
- ・ 地区ごとの貯留機能保全区域(案)の検討・作成
- ・ 土地所有者の同意にかかる必要書類等作成
- ・ 関係市町への意見照会資料作成

○浸水被害防止区域について

- ・ 浸水被害防止区域の指定対象となる土地の検討
- ・ 地区ごとの浸水被害防止区域(案)の検討・作成
- ・ 関係市町への意見照会資料作成

4. 流域水害対策計画に関する広報資料の作成

休泊川流域水害対策計画策定及び特定都市河川流域の追加指定に関する周知を行うための資料(リーフレット等)の作成を行う。

5. 整備対象区間、河川施設等の設定

対象河川の流域特性や氾濫特性を考慮した流出・河道・氾濫解析モデルを構築する。構築にあたっては、必要に応じ、既往の流出解析モデル(流出関数法)の計算手法の見直しを行う。また、既往の河川整備計画で設定されている内容に対し、別途業務にて検討された近年の降雨データ解析結果や最新の土地利用データ、内水発生状況を踏まえて、河川整備計画の見直し検討を行う。

なお、富士堰については河川整備計画完成までの整備段階に応じた富士堰の操作方法について検討を行う。

6. 河道計画、貯留施設計画の策定

要整備箇所において、現況の河道・河岸の状況、橋梁・堰等の河川工作物の状況、背後地の土地利用状況等を踏まえ、経済性を考慮した最適な河道計画(概略設計程度)を検討し、

計画高水位を定め、平面・縦横断図を作成する。また河川施設（貯留施設等）についても概略設計程度の計画を検討し、計画高水位を定め、平面・縦横断図を作成する。

7.概算工事費の算出

前項の検討結果に基づき決定された河道計画、貯留施設計画の概算工事費を算出する。

8.氾濫解析と費用便益比の算定

「治水経済調査マニュアル(案) R6.4 国土交通省水管理・国土保全局」に基づき、既存資料から対象氾濫原範囲、対象河川の現況流下能力、背後地の地盤高や地形状況等の整理を行い、氾濫原の特徴分析や氾濫シミュレーションを実施する。

(1) 基本条件の設定

・検討対象範囲の設定、氾濫条件の設定、無害流量の設定、氾濫計算手法の決定

(2) 氾濫シミュレーションの実施

(3) 氾濫区域図の作成

(4) 資産額の算定

・氾濫区域内資産額を、最新の土地利用条件等のデータで算定を行う。なお、基準メッシュや各種評価単価及びデフレータは、最新のデータにより算定するものとする。

(5) 便益算定

・算出した想定被害額より年平均被害軽減期待額を算出し、評価年を設定したうえで、治水施設残存価値を考慮した総便益を算定する。

(6) 費用算定・経済性評価

・前項「6」および「7-(5)」の総便益と総費用から費用便益比(B/C)を算定する。また、「治水経済調査マニュアル(案)」に基づき様式の作成を行う。

9.河川整備計画本文の見直し案の作成

整備計画に位置づける対策メニュー及び治水、利水、環境に関する本文案を作成する。

10. 関係機関協議の運営及び資料作成の補助

流域水害対策協議会、幹事会の開催に係る運営及び資料作成、また国、関係市町、学識経験者との協議に向けた資料作成の補助を行う。なお、実施回数に変更がある場合には、受発注者にて協議を行ったうえで契約変更の対象とする。

- ・流域水害対策協議会、幹事会 :各1回
- ・関係機関協議 :2回

11.報告書作成

本業務内容をとりまとめて、報告書を作成する。

12. 打合せ

本業務における打合せは4回(着手時、中間時4回、成果品納入時)とし、その他必要に応じて適宜打合せを行う。なお、着手時、完了時には管理技術者が立ち会うものとする。

第6条 成果品

納入する成果品は、電子媒体に記録したデータ2部及び印刷した報告書2部とする。

成果品一般については、「群馬県 CALS/EC 土木事業の電子納品ガイドライン【業務委託編】(令和6年4月)」に基づくものとし、浸水解析及び浸水想定区域図データ等は、「浸水想定区域図データ電子化ガイドライン(第2版)」等に準拠して、保管・提供できるように整理する。

第7条 貸与資料

本業務の実施に当たり、発注者は必要な資料(既往検討報告書、河川横断データ等)を貸与する。ただし、貸与した資料は細心の注意を払い使用するものとし、破損・紛失等があった場合、受託者がこれを補修、弁償するものとする。

第8条 その他

受託者は、本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は監督員と協議するものとする。